

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月
② 昭和60年11月から61年1月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和58年4月の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。当該期間の国民年金保険料については、当時、A村役場（現在は、B市役所C支所）で納付した。

また、昭和60年11月から61年1月までの期間についても保険料を納付している。

このため、両申立期間の保険料納付について、未納、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は申立期間①当時、厚生年金保険に加入する前の1か月分の保険料をA村役場で納付していたとしており、事実、B市役所からは、申立期間①当時、納付組織以外では村役場でのみ保険料を納付することは可能であったとの回答が得られたことから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、A村役場（当時）の被保険者名簿からは申立期間以前の期間は、3か月ごとに保険料を納付していたことが確認でき、申立人が申立期間①の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

2 申立期間②については、厚生年金保険との切替えに伴う未加入期間である

上、申立人の国民年金の再加入手続及び保険料納付についての記憶は曖昧^{あいまい}である。

また、申立期間②以前における厚生年金保険との切替え時においても、未加入期間がある上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から53年7月まで
② 昭和53年8月から55年3月まで

平成20年4月に、「国民年金保険料納付照会申出書」を提出したが、昭和51年1月から55年3月までの国民年金保険料納付記録について、納付事実が確認できない旨の回答を受け取った。51年1月から、姉夫婦が経営しているクリーニング店で働いていた。私の姉が、国民年金の加入手続及び毎月の保険料を地区の婦人会を通じて納付していた。国民年金をやめた覚えもなく、姉夫婦の保険料と一緒に納付していたのに、私の保険料納付記録だけ未納、未加入期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が自身の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその姉は、国民年金加入期間において、保険料をおおむね納付していることから、姉の納付意識は比較的高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月10日を資格取得日として、同年6月26日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付が可能であるとともに、保険料と一緒に納付したとする姉夫婦の保険料が納付済みであることから、納付意識の高い姉が、申立人の保険料のみを納付しなかったのは不自然である。

2 一方、申立期間②については、申立人は、国民年金をやめた覚えがないとしているが、申立人が所持する年金手帳には、「昭和53年8月10日資格喪

先、「55年4月1日資格取得」の記載が確認できるとともに、A市役所保管の国民年金被保険者名簿においても、同様の資格喪失及び資格取得が行われたことが確認できることから、年金手帳に記載されたとおりの手続が行われたものと考えられる。したがって、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できなかったものと推認できる。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年10月まで

平成20年9月、社会保険事務所から昭和42年4月から同年10月までの国民年金保険料の納付は確認できないとの回答を受け取った。

私の国民年金の加入手続は亡くなった父が行い、保険料も父が納付してくれていた。父が申立期間のみ国民年金保険料を納付しないはずがない。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その父が申立人及び家族の保険料を納付したとしているところ、事実、申立期間当時に同居していた母及び妹は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、その父の納付意識は高かったと認められる。

さらに、申立人に係る昭和39年11月から40年3月までの期間及び同年11月から41年3月までの期間の厚生年金保険加入期間については、平成10年9月24日に国民年金との重複納付による還付を受けていることが確認できる上、申立期間以降の厚生年金保険との切替も適切に行われ、国民年金加入期間の保険料が納付されていることを考慮すると、納付意識の高い申立人の父が、申立期間のみ切替手続を行わず保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和36年4月から48年9月までの期間において、加入や納付記録の確認ができなかったとの回答を受け取ったが納付できない。申立期間の保険料のうち昭和36年4月から38年3月まではA市で、同年4月以降はB市で納めたはずである。確かに自分で納めたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から38年3月まではA市において、同年4月以降はB市において保険料を納付したはずであるとしているが、B市役所及び社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号については、48年10月1日を任意加入の資格取得日として、同年10月ごろ払い出されたことが確認できることから、申立期間は任意未加入期間となり納付書が発行されず、保険料を納付することができない。

また、申立人は、自身で国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしている上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から45年12月まで

申立期間当時は、地区の組長が年3回から4回ぐらい自宅に集金に来て、後日、領収印が押された領収書を受け取っていたが、現在は所持していない。私は、昭和41年9月に会社を退職後、婚姻(41年12月)を契機に国民年金の加入手続を行い、保険料は地区の組長に夫の分と一緒に納付していた。夫の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の納付記録は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻(昭和41年12月3日)を契機に自身で国民年金の加入手続を行ったとしているが、A町役場及び社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年1月6日を任意加入の資格取得日として同年1月30日に払い出されたことが確認できることから、申立期間は任意の未加入期間として取り扱われ、制度上、保険料が納付できなかったものと推認される。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から50年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和42年8月から50年12月までの納付が確認できなかったとの回答を受け取った。当時、母は自分の国民年金保険料と一緒に父と私の保険料を納付していたはずであり、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人が国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所保管の申立人に係る特殊台帳には「不在被保険者確認（昭和42年12月25日）」、「44年5月1日事務所管理」、「転出先判明（昭和44年6月19日）」、「50未納TELかくにん」との記載が確認できることから、申立期間の一部においては、申立人の所在地が不明のため納付通知がなされず、この結果、申立人の母は、申立人の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人は保険料をまとめて納付した記憶は無く、特例納付をうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月から52年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和49年11月から52年3月までの納付記録が確認できなかったとの回答を受け取った。昭和49年10月に、当時勤めていた会社が倒産したため、厚生年金保険から国民年金に切替手続きを行い、当時住んでいた町内自治会に、町内会費や国民健康保険料と一緒に妻が保険料を納めたはずである。初回納付分から29か月間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月に勤務していた会社が倒産したため、厚生年金保険の資格を喪失した後、しばらくしてから国民年金の加入手続きを行ったとしているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿からは52年10月14日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から51年3月まで

昭和48年6月から50年2月まで、A国B大学大学院に留学中、C市に居住していた母が、48年6月ごろ、私の国民年金についてC市役所において加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。

その後、帰国してD県立E高等学校に常勤講師として勤務していた期間についても、母が保険料を納付してくれていた。加入手続及び保険料を納付したことの証明となるものは無いが、国民年金の未加入及び保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人は、国民年金手帳を所持した記憶が無いとしている。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から51年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から51年12月まで

昭和41年3月ごろ、当時住んでいたA市B町の町内会長に勧められて、国民年金に加入した。その後、町内会長から付加年金のことを聞き、将来年金をもらうときに有利だと思い、昭和41年4月ないし5月ごろに付加年金に加入して付加保険料を納付したのに、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月ないし5月ごろに付加年金に加入し、付加保険料を納付したと主張しているが、付加年金制度の開始月は45年10月であることから、申立期間のうち41年3月から45年9月までは付加年金制度は存在せず、付加保険料の納付はできない。

また、特殊台帳及びA市役所の国民年金被保険者名簿から、申立人が付加年金の加入手続を行ったのは昭和52年1月4日であることが確認でき、制度上、付加年金の加入手続を行った月より前にさかのぼって付加保険料を納付することはできないことから、この時点では、申立人は付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時の付加保険料収納方法及び領収書の発行方法について、A市役所に確認したところ、付加保険料は、定額保険料と一緒に納付することとされていたため、付加保険料を納付した場合に発行される領収書には、基本的に定額保険料と付加保険料を合算した金額が記載されていたとの回答を得たが、申立人から提出された昭和41年3月から51年12月までの領収書では、定額保険料の記載が確認できるのみであり、ほかに申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、付加保険料納

付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 6 日から同年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険加入記録の照会をしたところ、A社の厚生年金保険資格取得年月日が昭和 53 年 6 月 1 日になっていた。
雇用保険資格取得届出確認照会回答書では、資格取得年月日は昭和 53 年 4 月 6 日となっており、厚生年金保険の資格取得年月日が同年 4 月 6 日になっていないのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険資格取得届出確認照会回答書及び申立人と同時期に入社した同僚の証言から、申立人が申立期間から継続してA社に運転手として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、申立期間当時は運転手を採用する際に試用期間を2か月から3か月設けていたと証言している上、申立人より7か月早く運転手として入社した同僚に申立期間当時の厚生年金保険の適用について照会したところ、入社時に試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったと証言している。また、社会保険事務所の記録から、当該同僚の資格取得日は入社日の2か月から3か月後であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月15日から31年4月1日まで
厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間が脱退手当金支給により厚生年金保険被保険者期間に算入されないとの回答を受け取った。しかし、当該期間の脱退手当金の支給を受けた覚えが無いので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、社会保険庁保管の申立人の被保険者台帳に支給記録が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約4か月後の昭和31年7月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和31年7月23日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人が勤務していた事業所の同僚の一人は、昭和40年以前の受給資格のある女性はすべて脱退手当金を受給していると証言しているとともに、社会保険事務所の記録から、42年までに資格喪失した者には全員脱退手当金の支給記録が確認できる。

加えて、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 21 日から 44 年 4 月 26 日まで
社会保険事務所で自分の年金記録を確認したところ、A社B工場とC社での勤務期間について、脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。A社B工場の分は、当時、人事課で給与係に在籍しており、脱退手当金の制度を知っていたので、自分で手続きをして、脱退手当金を受給した。
しかしながら、C社の分は断じて受け取っていない。
再調査を行い、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年7月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「申立期間前のA社B工場の分は脱退手当金を受給し、清算されているため、申立期間であるC社の厚生年金保険被保険者記号番号は、別番号で取得した。」と主張しているところ、申立期間後に厚生年金保険に再加入した事業所で資格取得した期間における申立人の被保険者台帳記号番号は申立期間とは別番号となっていることを踏まえると、脱退手当金を受給したために異なる番号を取得したものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月から21年5月23日まで

A団体に採用されB団体に派遣されていた期間は厚生年金の加入記録が無く、継続して勤務していた次のC団体では加入記録がある。B団体の勤務期間である申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B団体は既に解散しており、事業主も既に他界しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、社会保険事務所が保管するB団体に係る被保険者名簿からも連絡先を把握できる者を確認できないため、申立人について証言を得ることができず、勤務していたことが確認できない。

さらに、申立期間に係る当該被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠落は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。